

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和8年8月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2600096 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2600011 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額を 19 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 12 月

A 事業所に就職後、夏と冬に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では平成 19 年 12 月に支給された賞与の記録が漏れているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

金融機関から提出された請求者の預金口座に係る「預金取引明細照会（流動性）」及び複数の同僚から提出された「H19 年冬季賞与明細書」から判断すると、請求者は、請求期間において、A 事業所から 19 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額を 19 万円に訂正し、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、上記「預金取引明細照会（流動性）」で確認できる振込入金年月日から、平成 19 年 12 月 28 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは当時の資料がなく不明である

旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかにないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2600133 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2600012 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額を 17 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 12 月 28 日

A 事業所で勤務していた間、賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では平成 19 年 12 月 28 日に支給された賞与の記録が漏れているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した請求者の預金口座に係る「預金取引明細照会（流動性）」及び複数の同僚から提出された「H19 年冬季賞与明細書」から判断すると、請求者は、請求期間において、A 事業所から 17 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額を 17 万円に訂正し、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは当時の資料がなく不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求

どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2600097 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2600003 号

第 1 結論

昭和 59 年＊月から昭和 60 年 3 月までの請求期間及び昭和 60 年 4 月から平成 2 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 39 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 59 年＊月から昭和 60 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、請求期間①当時は浪人生で、請求期間②当時は A 県にある大学の学生だったが、母が「20 歳になったら、国民年金に加入し、保険料を支払うもの。」と言っていたことを記憶しており、母が私の請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）に係る国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれていたのに、請求期間に国民年金の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、20 歳になったら母親が請求期間に係る国民年金の加入手続を行い、大学を卒業するまでは保険料を納付してくれていた旨を主張している。

しかしながら、B 社会保険事務所（当時）が作成した国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）（＊）は平成 3 年 1 月 29 日に B 市で払い出されたとされ、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は平成 2 年 12 月 29 日（入力処理日は平成 3 年 1 月 29 日）とされていることから、請求者の加入手続は平成 3 年 1 月頃に B 市において行われたものと認められるところ、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、上記記号番号が払い出されるよりも前に別の記号番号が払い出されていることが必要となるが、戸籍の附票により、請求者が請求期間を含む昭和 52 年から現在まで継続して B 市に住民登録をしていることからすると、同市が請求者に複数の記号番号を払い出すことは考え難く、同市も「既に国民年金の被保険者であった者に、別の記号番号を払い出すことはなかった。」と回答しており、ほかにオンライ

ン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に上記記号番号とは別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これらのことを踏まえると、請求期間は、国民年金の未加入期間であることが認められ、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であり、請求者の上記主張とは合致しない。

また、請求者は、保険料納付方法について、母親が、記憶が不明確ながら、当時、集金に来ていたC金融機関の職員に保険料を渡していたと言っていた旨を主張しているが、商業登記簿謄本によると、C金融機関は既に解散しており、当時の状況を確認することができない上、B市は、請求期間当時、国民年金保険料を納付することが可能であった金融機関については、当時の資料が保存されていないため不明である旨を回答している。

さらに、請求者自身は請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の母親は既に亡くなっていることから、請求期間における国民年金保険料の納付状況を確認することはできない。

このほか、請求者の母親が、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の請求期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2600093 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2600010 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 事業所、B 社（現在は、C 社）及び D 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の B 社及び A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者の E 社（現在は、F 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 2 年 4 月 11 日から平成 5 年 9 月 1 日まで
② 平成 5 年 9 月 1 日から平成 6 年 4 月 1 日まで
③ 平成 6 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
④ 平成 6 年 7 月 1 日から同年 12 月 20 日まで
⑤ 平成 9 年 4 月 1 日から平成 11 年 4 月 1 日まで
⑥ 平成 11 年 4 月 1 日から同年 10 月 16 日まで
⑦ 平成 12 年 2 月 16 日から平成 14 年 5 月 1 日まで

請求期間①については、勤務していた時期及び順番を覚えていないが、A 事業所から派遣されて、G 社で約半年から 1 年、社名を覚えていない会社で約 3 か月から半年勤務し、その後、B 社から派遣されて H 社で約半年、I 社で約 1 年勤務した。

また、前後の派遣先事業所を覚えていないが、J社を退職して半年から1年後くらいの時期に、約半年間、D社に正社員として勤務した。

請求期間②については、B社から派遣されてK社で勤務した。

請求期間③については、B社又はA事業所のどちらから派遣されたか覚えていないが、L事業所で勤務した。

請求期間④については、B社から派遣されてM社の本社で勤務した。

請求期間⑤については、B社から派遣されて、N社の本社、その後、O社の本社で勤務した。

請求期間⑥を含む平成11年4月1日から平成12年2月15日までの期間については、E社で正社員として勤務した。

請求期間⑦を含む平成12年2月16日から平成14年10月31日までの期間については、B社から派遣されてP社で勤務した。

全ての請求期間においてフルタイムで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたのに、年金記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、A事業所を派遣元事業所として勤務したとする期間について
請求者のA事業所に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、請求者は、A事業所の所在地、事業主名等を記憶しておらず、また、請求者が主張する派遣先事業所（G社及び社名を覚えていない会社）を特定することができないため、当該派遣先事業所に対しA事業所について確認（照会）できないことから、A事業所を特定することができない。

なお、オンライン記録により、請求期間①当時に「A事業所」を名称とする厚生年金保険の適用事業所が2社確認できたことから、当該2社（Q社及びR社）の元事業主に照会を行ったが、両事業主とも、人材派遣事業を行っていたが、当時の資料を保管しておらず、請求者が勤務していたか否か不明である旨を回答している上、当該2社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会を行っても、回答があった者の中に請求者を記憶する者はいない。

- 2 請求期間①のうち、B社を派遣元事業所として勤務したとする期間について

請求者のB社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、請求者が提出した平成10年4月14日付けの新聞記事（全面広告欄）の写しからは、請求者が平成2年頃に派遣スタッフとなったことがうかがえるものの、派遣スタッフとしての勤務期間、当該勤務期間における厚生年金保険料控除の有無等について確認することはできない。

また、C社は、法定保存期間経過により記録を確認することができないため、請求者が請求期間①においてB社の派遣社員として勤務していたか否か、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否か不明である旨を回答している。

なお、請求期間①から⑤まで及び⑦当時、B社で厚生年金保険の被保険者記録が

確認できる者に照会を行ったところ、回答があった者の中には、自身が記憶する自身の派遣期間と厚生年金保険の加入期間が一致していない者が複数確認できることから、当時、同社では、必ずしも全ての派遣社員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、請求者が派遣先事業所としているH社は、社員情報しか管理していないため、請求者が勤務していたか否か不明である旨を回答し、I社（正しくは、S社。現在は、T社）は、平成3年3月及び同年4月に入社した社員が請求者を覚えていたため、請求者が勤務していたことは分かるが、当時の資料は無く、請求者の勤務期間等は不明である旨を回答している。

3 請求期間①のうち、D社に正社員として勤務したとする期間について

雇用保険被保険者記録によると、請求者は平成3年7月2日にD社で資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、D社の従業員が同社で厚生年金保険に加入するには、同社が厚生年金保険の適用事業所であることが前提となるが、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった形跡は見当たらない上、同社の元事業主は、請求者は勤務していたが、請求者に係る資料を保管しておらず、当時、同社では自身を含む全従業員を厚生年金保険に加入させていなかった旨を回答している。

4 請求期間②のB社を派遣元事業所として勤務したとする期間について

請求者のB社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、C社は、平成14年以前の給与について、毎月15日締め末日払いと毎月末日締めの16日払いの月2回支給していた旨を回答しているところ、請求者が提出した預金通帳の写しからは、請求期間②のうち、平成6年1月14日、同年1月31日及び同年2月16日に振込があるものの、当該振込がB社からの給与振込であることは確認できない。

また、C社は、請求者が請求期間②においてB社の派遣社員として勤務していたか否か、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否か不明である旨を回答している。

なお、上記2のとおり、請求期間②当時、B社では、必ずしも全ての派遣社員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、請求者が派遣先事業所としているK社（正しくは、U社。現在は、V社）は、人事システム及び派遣管理システムで確認がとれず、請求者が勤務していたか否か不明である旨を回答している。

5 請求期間③のB社又はA事業所のどちらかを派遣元事業所として勤務したとする期間について

請求者のB社及びA事業所に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、C社は、請求者が請求期間③においてB社の派遣社員として勤務していたか否か、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否か不明である旨を回答し、また、A事業所については、上記1のとおり特定することができない。

なお、上記2のとおり、請求期間③当時、B社では、必ずしも全ての派遣社員を

厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、請求者が派遣先事業所としているL事業所（現在は、W事業所）は、書類保管期限を経過しており証明する書類も無いため、請求者が勤務していたか否か不明である旨を回答している。

6 請求期間④のB社を派遣元事業所として勤務したとする期間について

請求者のB社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、請求者が提出した預金通帳の写しからは、平成6年9月30日、同年12月16日、同年12月29日及び平成7年1月13日に振込があるものの、当該振込が同社からの給与振込であることは確認できない。

また、C社は、請求者が請求期間④においてB社の派遣社員として勤務していたか否か、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否か不明である旨を回答している。

なお、上記2のとおり、請求期間④当時、B社では、必ずしも全ての派遣社員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、請求者が派遣先事業所としているM社（現在は、X社）は、派遣管理台帳を破棄済みのため、請求者が勤務していたか否か不明である旨を回答している。

7 請求期間⑤のB社を派遣元事業所として勤務したとする期間について

請求者のB社に係る雇用保険被保険者記録は確認できないものの、請求者が提出した預金通帳の写しにより、平成9年4月30日から平成10年4月16日までの期間及び同年5月15日から平成11年4月16日までの期間に、月2回（主に16日と月末日）振込があり、このうち、平成9年11月28日から平成10年4月16日までの期間及び同年5月15日から平成11年4月16日までの期間に係る振込については、同社からの給与であることが確認できることから、請求者が請求期間⑤のうち一部の期間について同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社は、請求者が請求期間⑤においてB社の派遣社員として勤務していたか否か、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否か不明である旨を回答している。

また、請求者がB社からの派遣社員としてN社の本社で一緒に勤務した者として名前を挙げた同僚は、請求者を記憶しているものの、請求者が当該派遣期間に厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否か知らない旨を回答している。

なお、上記2のとおり、請求期間⑤当時、B社では、必ずしも全ての派遣社員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、請求者が派遣先事業所としているN社（現在は、Y社）からの回答は得られず、O社（現在は、Z社）は、契約書保管期間を過ぎており、当時の情報が社内には存在しないため、請求者が勤務していたか否か不明である旨を回答している。

8 請求期間⑥のE社に正社員として勤務したとする期間について

オンライン記録によると、請求者のE社における厚生年金保険の被保険者資格取

得日は平成 11 年 10 月 16 日と記録されているところ、請求者は、それより前の同年 4 月 1 日から同社に勤務していた旨を主張しており、請求者が提出した預金通帳の写しにより、平成 11 年 4 月 23 日から平成 12 年 2 月 25 日まで、同社からの給与と思われる振込が確認できることから、日付は不明であるが、請求者は平成 11 年 4 月から同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記オンライン記録の被保険者資格取得日は、F 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日と一致し、請求者の同社における雇用保険被保険者資格取得日とも一致している。

また、F 社は、請求者の請求期間⑥における勤務実態が確認できる資料を保管しておらず、当該期間に請求者が勤務していたか否か、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否か不明である旨を回答している。

さらに、請求期間⑥当時、E 社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会を行ったところ、請求者を記憶する者が 2 名いたものの、2 名とも請求者が請求期間⑥において厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは知らない旨を回答している。

9 請求期間⑦の B 社を派遣元事業所として勤務したとする期間について

オンライン記録によると、請求者の B 社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は平成 14 年 5 月 1 日と記録されているところ、請求者は、それより前の平成 12 年 2 月 16 日から同社に勤務していた旨を主張しており、請求者が提出した預金通帳の写しにより、請求期間⑦直後の同社で厚生年金保険に加入している期間を含む平成 12 年 4 月 14 日から平成 14 年 11 月 15 日までの期間に、月 2 回（主に 16 日と月末日）振込があり、このうち、平成 12 年 4 月 14 日から平成 13 年 11 月 16 日までの期間に係る振込については、B 社からの給与であることが確認できることから、請求者が請求期間⑦のうち一部の期間について同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記オンライン記録の被保険者資格取得日は、請求者の B 社における雇用保険被保険者資格取得日と一致している上、C 社は、請求者が請求期間⑦において B 社の派遣社員として勤務していたか否か、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否か不明である旨を回答している。

また、請求者が請求期間⑦について証言してくれる者として名前を挙げた派遣先事業所（P 社）の事業主は、請求者が勤務していたことは確かな事実であるが、請求者の勤務期間や厚生年金保険に加入していたか否かは不明である旨を回答している。

さらに、請求者は、請求期間⑦のうち、平成 13 年 9 月 21 日から平成 14 年 5 月 1 日までの期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

なお、上記 2 のとおり、請求期間⑦当時、B 社では、必ずしも全ての派遣社員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

10 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたこと、及び被保険者として負担すべき厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、請求者は、請求者が提出した資料のほかに、請求期間①から⑦まで（以下「請求期間」という。）において、当該被保険者資格要件及び厚生年金保険料控除に係る要件を満たしていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに、請求者が請求期間において、当該被保険者資格要件及び厚生年金保険料控除要件を満たしていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

11 以上のことから、総合的に判断すると、請求期間のうち、一部の期間（請求対象事業所からの給与振込が確認できる期間）において請求者が厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたことがうかがえるものの、各事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したことを認めることはできない。

また、その余の請求期間については、請求者が厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたこと及び各事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したことを認めることはできない。